

## 2 特定施設・特定作業の種類

### (1) 特定施設（騒音）

| (1) 特定施設（騒音）              |                 |                                      |                    |
|---------------------------|-----------------|--------------------------------------|--------------------|
| 大分類                       | 小分類             | 騒音規制法                                | 静岡県生活環境の保全等に関する条例  |
| 金属加工機械                    | 圧延機械            | 原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上               | すべて                |
|                           | 製管機械            | すべて                                  |                    |
|                           | ベンディングマシン（ロール式） | 原動機の定格出力 3.75kW 以上                   |                    |
|                           | 液圧プレス           | 矯正プレスを除く                             |                    |
|                           | 機械プレス           | 呼び加圧能力 294kN 以上                      | 呼び加圧能力 49kN 以上     |
|                           | せん断機            | 原動機の定格出力 3.75kW 以上                   |                    |
|                           | 鍛造機             | すべて                                  |                    |
|                           | ワイヤーフォーミングマシン   | すべて                                  |                    |
|                           | ブラスト            | タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く             |                    |
|                           | タンブラー           | すべて                                  |                    |
|                           | 旋盤              | (規制対象外)                              | すべて                |
|                           | ボール盤            |                                      |                    |
|                           | 平削り盤            |                                      |                    |
|                           | 型削り盤            |                                      |                    |
|                           | 切断機             | といしを用いるものに限る                         | 高速切断機              |
|                           | 研摩機             | (規制対象外)                              | 工具用研摩機を除く          |
| 空気圧縮機及び送風機                |                 | 原動機の定格出力 7.5kW 以上                    | 原動機の定格出力 3.75kW 以上 |
| 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 |                 | 原動機の定格出力 7.5kW 以上                    |                    |
| 織機                        | 織機              | 原動機を用いるものに限る                         |                    |
|                           | 紡績機械            | (規制対象外)                              | すべて                |
|                           | 撚糸機             |                                      |                    |
|                           | 製紐機             |                                      |                    |
| 建設用資材製造機械                 | コンクリートプラント      | 気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³ 以上 | すべて                |
|                           | アスファルトプラント      | 混練機の混練重量が 200kg 以上                   |                    |
| 穀物用製粉機（ロール式）              |                 | 原動機の定格出力 7.5kW 以上                    | 原動機の定格出力 3.75kW 以上 |
| 木材加工機械                    | ドラムバーカー         | すべて                                  | すべて                |
|                           | チップパー           | 原動機の定格出力 2.25kW 以上                   |                    |
|                           | 碎木機             | すべて                                  |                    |
|                           | 帯のこ盤            | 製材用…原動機の定格出力 15kW 以上                 |                    |
|                           | 丸のこ盤            | 木工用…原動機の定格出力 2.25kW 以上               |                    |
|                           | かんな盤            | 原動機の定格出力 2.25kW 以上                   |                    |
| 製紙機械及び紙加工機械               | 抄紙機             | すべて                                  | すべて                |
|                           | トイレットペーパーリワインダー | (規制対象外)                              |                    |
|                           | コルゲートマシン        |                                      |                    |
|                           | 紙ひもより機          |                                      |                    |
| 印刷機械                      |                 | 原動機を用いるものに限る                         |                    |
| 合成樹脂用射出成形機                |                 | すべて                                  |                    |
| 鋳型造型機                     |                 | ジョルト式のものに限る                          | すべて                |
| クーリングタワー                  |                 | (規制対象外)                              | 原動機の定格出力 0.75kW 以上 |
| 集じん施設                     |                 |                                      | すべて                |
| 冷凍機（圧縮機を用いるもの）            |                 |                                      | 原動機の定格出力 3.75kW 以上 |

## (2) 特定施設（振動）

| 大分類                                | 小 分 類         | 振 動 規 制 法             | 静岡県生活環境の<br>保全等に関する条例 |
|------------------------------------|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 金属加工<br>機械                         | 液圧プレス         | 矯正プレスを除く              |                       |
|                                    | 機械プレス         | すべて                   |                       |
|                                    | せん断機          | 原動機定格出力 1kW 以上        |                       |
|                                    | 鍛造機           | すべて                   |                       |
|                                    | ワイヤーフォーミングマシン | 原動機定格出力 37.5kW 以上     |                       |
| 圧縮機                                |               | 原動機定格出力 7.5kW 以上      |                       |
| 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、<br>ふるい及び分級機      |               | 原動機定格出力 7.5kW 以上      |                       |
| 織機                                 |               | 原動機を用いるもの             |                       |
| コンクリートブロックマシン                      |               | 原動機定格出力の合計が 2.95kW 以上 |                       |
| コンクリート管製造機械                        |               | 原動機定格出力の合計が 10kW 以上   |                       |
| コンクリート柱製造機械                        |               |                       |                       |
| 木材加工<br>機械                         | ドラムバーカー       | すべて                   |                       |
|                                    | チップパー         | 原動機定格出力 2.2kW 以上      |                       |
| 印刷機械                               |               | 原動機定格出力 2.2kW 以上      |                       |
| ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機<br>(カレンダーロール機以外) |               | 原動機定格出力 30kW 以上       |                       |
| 合成樹脂用射出成形機                         |               | すべて                   |                       |
| 鋳造型機 (ジョルト式)                       |               | すべて                   |                       |

### 【注意事項】

- 台座に固定されていない移動式の機械は特定施設の対象外ですが、移動式でも同一箇所で固定して用いるものは対象となります。
- 施設の定格出力が馬力数(PS)で表示された施設は、1馬力=0.736kWとして扱います。
- 金属加工機械を金属加工以外の用途に用いるような場合でも、特定施設として届出が必要です。
- 年に数回しか使用しない施設でも届出が必要です。
- 騒音の特定施設『冷凍機』には、圧縮機を用いた空気調和機器（エアコン、ガスヒートポンプエアコン）や、その応用品（ヒートポンプ式給湯機など）も含まれます。
- 振動の特定施設『圧縮機』には、県条例においては、冷凍機に用いるものを含みます。（振動規制法では、冷凍機に用いるものを含みません。）
- 電気事業法による電気工作物、ガス事業法によるガス工作物等に該当する特定施設の届出は、それぞれの法律の相当規定の定めによります。

## 2 特定建設作業の種類

### (1) 騒音

| 作 業 の 種 類                                              | 騒 音 規 制 法                                                 | 静岡県生活環境の<br>保全等に関する条例 |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------|
| くい打機（もんけんを除く。）を使用する作業                                  | アースオーガーと併用する作業を除く                                         |                       |
| くい抜機を使用する作業                                            | すべて                                                       |                       |
| くい打くい抜機を使用する作業                                         | 圧入式を除く                                                    |                       |
| びょう打機を使用する作業                                           | すべて                                                       |                       |
| さく岩機を使用する作業                                            | 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルをこえない作業 |                       |
| 空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）                     | 電動機以外の原動機を用いるもので原動機定格出力が15kW以上                            |                       |
| コンクリートプラントを設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） | 混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上                            |                       |
| アスファルトプラントを設けて行う作業                                     | 混練機の混練重量が200kg以上                                          |                       |
| バックホウを使用する作業                                           | 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上  |                       |
| トラクターショベルを使用する作業                                       | 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上  |                       |
| ブルドーザーを使用する作業                                          | 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上  |                       |

※ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものについては、以下のホームページを確認いただくか、各市町環境保全担当課へお問い合わせ下さい。

■国土交通省のホームページ「低騒音型建設機械」

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html)

## (2) 振動

| 作 業 の 種 類                | 振 動 規 制 法                                                 | 静岡県生活環境の<br>保全等に関する条例 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------|
| くい打機を使用する作業              | もんけん及び圧入式くい打機を除く                                          |                       |
| くい抜機を使用する作業              | 油圧式くい抜機を除く                                                |                       |
| くい打機くい抜機を使用する作業          | 圧入式くい打機くい抜機を除く                                            |                       |
| 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | すべて                                                       |                       |
| 舗装版破碎機を使用する作業            | 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業 |                       |
| ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 | 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業 |                       |

### 【参 考】

#### ①くい打機

既製くい工法のうち、直接打ち込み工法で打撃式・振動式のもの（ディーゼルハンマ、電動バイプロハンマ、油圧バイプロハンマ、エアーハンマ、スチームハンマ、油圧ハンマ等）

#### ②さく岩機

ハンドハンマ、ドリフタ、ストーパ、レッグドリル、ブレーカ、オーガ等

#### ③舗装版破碎機

ハンマを落下させることによって生じる衝撃力を用いて舗装面を破壊する機械（ドロップハンマ車等）